

埼玉県訓令第十四号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第十九条第二項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（様式第十三号の四）を決裁権者に提出しなければならない。同条第三項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第十四条の二中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認の請求をしようとするときは、総務事務システムにより行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の請求にあつては第一号部分休業簿（様式第十三号の四の二）を、同項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の請求にあつては第二号部分休業簿（様式第十三号の四の三）を決裁権者に提出することができる。様式第十三号の四を次のように改める。

様式第13号の4（第14条の2関係）

部分休業申出書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業(1日につき2時間を超えない範囲内)		
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業(1年につき条例で定める時間を越えない範囲内)		
3 変更が必要な事情				
4 備考				

- (注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、第1号部分休業の場合は様式第13号の4の2を、第2号部分休業の場合は様式第13号の4の3を提出することができる。

様式第十三号の四の次に次の二様式を加える。

様式第13号の4の2（第14条の2関係）

第1号部分休業簿

所属所名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

年度

整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求月日	備考	
	決裁者				請求者		月 日				毎日/ 曜日等	時 間					
1							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
2							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
3							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
4							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
5							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
6							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
7							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
8							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
9							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
10							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第13号の4の3（第14条の2関係）

第2号部分休業簿

所属所名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

年度

整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間							請求 時間数	残時間数	請求月日	備考	
	決裁者				請求者		月 日				時 間							
1							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
2							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
3							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
4							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
5							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
6							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
7							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
8							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
9							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
10							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。